

障がい者福祉施策の手引

～障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きるまちづくり～



福 井 市
障がい福祉課

身体障害者福祉法（昭和 2 5 年 4 月 1 日施行）
 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年 4 月 1 日施行）
 精神保健福祉法（昭和 2 5 年 5 月 1 日施行）
 児 童 福 祉 法（昭和 2 3 年 1 月 1 日施行）
 障 害 者 基 本 法（昭和 4 5 年 5 月 2 1 日施行）
 発達障害者支援法（平成 1 7 年 4 月 1 日施行）
 障害者自立支援法（平成 1 8 年 4 月 1 日施行）
 障害者総合支援法（平成 2 5 年 4 月 1 日施行）

障害者週間等

名 称	期 日
障害者週間	毎年 1 2 月 3 日～ 1 2 月 9 日
障害者雇用支援月間	毎年 9 月 1 日～ 9 月 3 0 日
人権週間	毎年 1 2 月 4 日～ 1 2 月 1 0 日
発達障害啓発週間	毎年 4 月 2 日～ 4 月 8 日

市役所・連絡所のご案内

福井市役所 障がい福祉課（別館 1 階）

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL 0776-20-5435

FAX 0776-20-5407

美山連絡所

〒910-2392 福井市美山町7-1

TEL 0776-90-1111

FAX 0776-90-1070

越廼連絡所

〒910-3552 福井市茱崎町1-68

TEL 0776-89-2111

FAX 0776-89-2249

清水連絡所

〒910-3622 福井市風巻町28-8-1

TEL 0776-98-2001

FAX 0776-98-8820

※この手引をご覧になるまえに

- 1 この手引の内容は、おおむね令和6年4月1日現在の状況で作成されていますが、制度によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 2 この手引に記載の詳細については、それぞれの問い合わせ先までお問い合わせください。

目次

障がい者福祉施策一覧

関係機関一覧	1
--------	---

相談

相談支援事業	2
障害者相談員	3
福祉団体障がい者等相談	3
成年後見制度利用支援	3
ことばの教室	4

手帳

身体障害者手帳	5
療育手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	6
難病等の方々について	7

医療

重度障がい者(児)医療費等の助成	8
後期高齢者医療制度の加入について	9
自立支援医療について	9
①更生医療の給付	9
②育成医療の給付	9
③精神通院医療の給付	10
高額療養費	10
その他の医療費の助成	11

手当

重症心身障害児(者)福祉手当	12
障害児福祉手当(20歳未満)	12
特別障害者手当(20歳以上)	12
特別児童扶養手当	13
経過措置福祉手当	14
児童扶養手当	14

年金

障害年金	15
特別障害給付金制度	15
障害者扶養共済制度	16

障がい福祉サービス

利用のしかた	17
計画相談支援・障害児相談支援	18
サービスを利用したときにかかる費用	18
訪問系サービス	18
日中活動系サービス	18
居住系サービス	19
障がい児通所支援	19
障がい児の施設入所	19
地域生活支援事業	19

補装具等

補装具の交付・借受け・修理	21
日常生活用具の給付	22
車椅子の貸出	24
介護保険	25

住宅

重度身体障がい者住宅改造事業補助	26
住宅改修費給付事業	26
市営住宅	26
福井県福祉のまちづくり条例	26

移動に関する支援

タクシー利用助成事業	27
身体・知的障がい者の交通機関の割引	27
精神障がい者の運賃割引	28
駐車禁止除外指定	28
有料道路通行料金の割引	29
自動車改造費の助成	30
ハートフル専用パーキング	30

仕事

障がい者就労促進事業	31
公共職業安定所(ハローワーク)	31
福井障害者職業センター	31
福井障害者就業・生活支援センター(ふっとわーく)	32

日常生活支援

手話通訳者等派遣	33
要約筆記者等派遣	33
地域ぐるみ雪おろし支援	33
ボランティアセンター	33
雪かきボランティア	34
盲導犬無償貸与	34
生活福祉資金貸付	34

税金

自動車税・軽自動車税の減免	35
住民税と所得税の控除	36
相続税の控除	36
贈与税の非課税	36
利子等の非課税(マル優・特別マル優)	37
福祉定期預金	37
医療費控除	37
医療費控除の対象となるもの	37
給付金の非課税・掛金の控除	37
消費税の非課税	37

公共料金

NHK放送受信料の減免	38
福井ケーブルテレビ受信料の減免	38
電話リレーサービス	38
NTT無料電話番号案内(ふれあい案内)	39
ファックス電話番号案内	39
郵便料金の割引	39
官製はがきの無料配布(青い鳥郵便はがき)	39
40歳代の胃がん検診	39

その他の相談機関

福井市保健所	40
ホッとサポートふくい	40
スクラム福井	40
福井県総合福祉相談所	40
福井県児童・女性相談所	40
民生委員児童委員(主任児童委員)	40
市民サービス推進課	41
福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	41
障害者110番	41
福井県難病支援センター	41
法テラス福井	41

教養・文化

スポーツ教室	42
市内文化施設の入場料等の免除	42
ミライロID	42
声の市政だより(音声)	43
声の市議会だより(音声)	43
視覚障がい者の閲覧室	43
点字図書館	43
福祉団体への加入	43
おもちゃ図書館	43
選挙	43

防災・防犯等

防災や防犯にも役立つ制度	44
防災や防犯についての知識を深めるために	45
緊急事態が発生したら	46
防災に関する連絡先	47

障がい者福祉施策一覧

○印の等級はおおむね該当しますが、内容によって年齢・所得・等級(程度)等に制限があります。

区分			医療			手当				障がい福祉サービス	補装具等						
障がいの区分 制度 程度			重度障がい者（児） 医療費等の助成	更生医療の給付	精神通院医療の給付	重症心身障害児（者）福祉手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当		経過措置福祉手当	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	車椅子の貸出			
ページ			8	9	10	12	12	12	13	14	17	21	22	24			
身体障害者手帳	視覚	1	○	福井県総合福祉相談所で判定	福井県精神保健福祉センターで判定	△	△	△	△		介護給付・訓練等給付はサービス支給の流れにそって決定	○	○	○			
		2	○			△	△	△	△	○		○	○				
		3	△						△			○	○	○			
		4										○	○	○			
		5										○	○	○			
		6										○	○	○			
	聴覚または 平衡機能	2	○			△	△	△	△			○	○	○			
		3	△						△			○	○	○			
		4										○	○	○			
		5										○	○	○			
		6										○	○	○			
		音声	3			△						△			○	○	
	4													○	○		
	1		○			△	△	△	△					○	○		
	2		○			△	△	△	△					○	○		
	3		△						△					○	○		
	4													○	○		
	内部	1	○			△	△	△	△						○	○	
		2	○			△	△	△	△						○	○	
		3	△						△						○	○	
		4													○	○	
	療育手帳	A1	○					△	△	△		△				○	○
		A2	○					△				△				○	○
		B1	△					△				△					○
B2		△			△			△					○				
精神障害者 保健福祉手帳	1	△															
	2	△															
	3																
備考 （制限あり等）			△所得制限等は通院のみ			△所得制限等	△常時介護所得制限等	△常時介護所得制限等	△所得制限等			給付に条件あり	給付に条件あり				

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区分			住宅		交通				支援
制度 障がいの 区分 程度			住宅 重度 身体障 がい者 改 造 事 業 補 助	住宅 改 修 費 給 付 事 業	タク シー 利用 助 成 事 業	交 通 機 関 の 割 引	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	自 動 車 改 造 費 の 助 成	地 域 ぐ る み 雪 お ろ し 支 援
ページ			26	26	27	27,28	29	30	33
身体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	△		○	○	○		ひとり暮らしで屋根の雪おろしが困難な方
		2	△		○	○	○		
		3				○	○		
		4				○	△		
		5				○	△		
		6				○	△		
	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能	2				○	○		
		3				○	○		
		4				○	△		
		5				○	△		
	言 語 音 声	3				○	○		
		4				○	△		
	上 肢 不 自 由 下 肢 不 自 由	1	△	△	○	○	○	△	
		2	△	△	○	○	△	△	
		3		△		○	△	△	
		4				○	△		
		5				○	△		
		6				○	△		
	内 部	1			○	○	○		
		2				○	○		
3					○	○			
4					○	△			
療 育 手 帳	A1			○	○	○			
	A2			○	○	○			
	B1				○				
	B2				○				
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1			○	△				
	2			○	△				
	3				△				
備 考 (制 限 あ り 等)			△ 所 得 制 限	△ 所 得 制 限		△ 一 部 交 通 機 関 で 割 引 可 能	△ 本 人 運 転 等	△ 所 得 制 限 等	住 民 税 非 課 税 世 帯

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区分			税金					公共料金				
制度 障がい の 区分 程度			軽自動車税・ 自動車税の減免	住民税と所得 税の控除	相続税の 控除	贈与税の 非課税	利子等の 非課税	給付金の 非課税・ 掛金の控除	NHK放送 受信料の減免	福岡CATV 受信料の減免	NTT無料 電話番号案内	
ページ			35	36	36	36	37	37	38	38	39	
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	○	○	○	障害児・特別障害者・特別児童扶養手当受給者・ 心身障害児者扶養共済制度加入者等	証明に条件あり	△	○	
		2	○	○	○	○	○			△	○	
		3	○	○	○		○			△	○	
		4	○	○	○		○				○	
		5		○	○		○				○	
		6		○	○		○				○	
	聴覚または 平衡機能	2	○	○	○	○	○			△	△	
		3	○	○	○		○			△	△	
		4		○	○		○				△	
		5		○	○		○				△	
		6		○	○		○				△	
		音声	3	○	○	○				○		○
	4			○	○		○				○	
	上肢・下肢・ 不自由・ 体幹	1	○	○	○	○	○			△	△	
		2	○	○	○	○	○			△	△	
		3	△	○	○		○					
		4	△	○	○		○					
		5	△	○	○		○					
		6	△	○	○		○					
	内部	1	○	○	○	○	○			△		
		2	○	○	○	○	○			△		
		3	○	○	○		○					
		4		○	○		○					
	療育手帳	A1	○	○	○	○	○					○
		A2	○	○	○	○	○					○
		B1		○	○		○					○
		B2		○	○		○					○
	精神障害者 保健福祉手帳	1	△	○	○	○	○					○
2			○	○		○			○			
3			○	○		○			○			
備考 (制限あり等)			△本人運転等						△世帯主	△聴覚・上肢・ 体幹		

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

関係機関一覧

この手引に掲載のある関係機関の一覧

掲載ページ	名 称	所在地	電話番号	ファックス番号
10	福井県後期高齢者 医療広域連合	福井市西開発4-202-1	54-6330	52-5720
10	全国健康保険協会 福井支部	福井市大手3-7-1 福井織協ビル9階	27-8300(代)	27-8306
11, 40	福井市保健所 地域保健課	福井市西木田2-8-8 福井健康福祉センター2階	33-5185	33-5473
15	福井年金事務所	福井市手寄2-1-34	23-4518	27-0133
19, 40	福井県児童・女性相談所	福井市木田3-701	35-1581	35-1582
24, 34	福井市社会福祉協議会	福井市田原1-13-6 フェニックス・プラザ1階	26-1853	26-9109
24, 34	福井県社会福祉協議会	福井市光陽2-3-32	24-2339	24-8941
28	福井警察署	福井市開発5-103-1	52-0110(代)	52-0111
28	福井南警察署	福井市江守中町6-18-2	34-0110(代)	34-4091
28	福井県警察本部	福井市大手3-17-1	22-2880	—
29	NEXCO中日本お客様センター	金沢市神野町東170	0120-922-229	—
30	福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8	36-2857	—
31	福井公共職業安定所	福井市開発 1-121-1	52-8150(代)	52-8168
32	福井障害者職業センター	福井市光陽2-3-32	25-3685	25-3694
33, 34	福井市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福井市田原1-13-6 市民福祉会館 フェニックス・プラザ1階	22-0022	26-9109
34	村井勇松基金事務局	福井市問屋町1-10	080-3743-1949	—
35	福井県税事務所	福井市松本3-16-10	21-8274	21-8260
36, 37	福井税務署	福井市春山1-1-54	23-2690(代)	—
38	N H K 福井放送局	福井市宝永3-3-5	28-8850	28-8862
38	福井ケーブルテレビ	福井市豊島1-3-1	0120-05-5710	53-7733
39	福井中央郵便局	福井市大手3-1-28	0570-943-770	—
40	福井県総合福祉相談所 障がい者支援課 精神保健福祉課	福井市光陽2-3-32	24-7311 24-5135	24-8834
40	ホッとサポートふくい	福井市光陽2-3-36	26-4400	—
43	福井市みどり図書館	福井市若杉3-301	34-8859	34-8499
43	福井市桜木図書館	福井市手寄1-4-1 アオッサ4階	20-1530	20-1531

相談

障がいのある方の相談は次の窓口で

相談支援事業	障がいのある方またはその家族からの相談に応じる下記の相談窓口があります。ご相談ください。 【福井市障がい者基幹相談支援センター】 「総合的、専門的な相談支援」、「権利擁護、虐待の防止」、「地域の相談支援体制の強化」、「地域移行、地域定着の促進の取組」、などを行う、福井市の中核的な相談機関です。 障がい者虐待の通報、届出の窓口となる「虐待防止センター」が相談に応じます。 <連絡先> 住所：福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1F 101 電話：0776-50-3823 F A X：0776-50-3824 虐待通報専用ダイヤル：0776-50-3853（※24 時間対応） M A I L：kikan@konomiti9100018.com 【地区障がい相談支援事業所】 4カ所 市内を4つに分けた地区担当制とし、身体・知的・精神の区別なく障がいに関する基本的な相談に対応する、地域に身近な相談窓口です。 <連絡先> ○ほくとう 担当地区：春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保 東藤島・和田・円山 住所：福井市新保町 16-3-2 クローバーハウス内 電話：0776-43-1229 F A X：0776-57-0900 M A I L：hokuto@koushifukushikai.org ○ほくせい 担当地区：鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島 森田・河合・西藤島・明新 住所：福井市燈豊町 43-9-3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内 電話：080-8998-0033 F A X：0776-83-0153 M A I L：hokusei@kuzuryuworkshop.com
--------	--

○なんとう

担当地区：豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・
美山・清明・麻生津

住所：福井市下六条町 217-4 (福)六条厚生会本館 1 階

電話：0776-41-2334 F A X：0776-41-4160

M A I L：nantou@rokujiyokoseikai.jp

○なんせい

担当地区：足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・
一光・殿下・清水東、西、南、北・越廼

住所：福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1 F 102

電話：0776-50-6572 F A X：0776-50-6573

M A I L：nansei@konomiti9100018.com

【発達障がい相談支援事業所】

市全域を対象とした発達障がいに関する専門相談窓口です。

<連絡先>

住所：福井市志比口 2 丁目 11-13 ハーツ志比口 2 階

電話：0776-97-5731 F A X：0776-97-5732

M A I L：itaku@harumo.or.jp

障害者相談員



身体障がい、知的障がいの各種相談に応じ、必要な支援を行うとともに障がい者の地域活動の推進役となり、障がい者福祉についての啓発活動にあたります（相談員一覧は、別紙のとおり）。

問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

福祉団体障がい
者等相談

自分と同じ障がいのある方に相談できる場を設けています。それぞれの障がいに合わせた相談を、当事者同士で気軽にすることができます。（事前に電話で申し込んでください）。

対象	とき	申込先
肢体・聴覚・視覚 ・内部障がい	毎週月～金曜日（祝日を除く） 10：00～16：00	福井市身体障害者福祉連合会 TEL・FAX 20-6007
発達障がい	随時	JDD ネット福井 TEL 27-7153

成年後見制度
利用支援



成年後見制度とは、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方のために財産管理や契約行為など、権利擁護をはかる制度です。

問合せ先・手続き…福井家庭裁判所 TEL 22-5000

ことばの教室	身寄りのない知的障がいもしくは精神障がいのある方で、成年後見制度の利用が必要と認められる方に対し、必要な費用を補助する「成年後見制度利用支援」制度があります。 ☎ 問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407 ことばや発達の遅れが気になる子どもの相談や指導を無料で行います。 対 象 者：小学校入学前までの児童 日 時：月～木曜日 …9時～17時 第1・2・3土曜日…9時～12時 ※完全予約制 場 所：フェニックス・プラザ2階 利用方法：通っている保育園、こども園、幼稚園、健康管理センターへご相談ください。 ☎ 問合せ先…こども家庭センター TEL 20-5337
---------------	--

手帳

福祉の制度を利用するために必要です。

身体障害者手帳

身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」に該当すると認められる方（「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号）

障がい程度…1級（重度）～6級（軽度）（重複障がいの場合、各障がい区分の障がい程度を勘案し認定）

障がい区分…視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能障がい、肝臓

申請時期…治療等から一定期間経過後の安定した時期（障がい固定した時期）※障がい種別により時期が異なります。

申請方法…写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、ポラロイド・家庭用プリンター不可）、身体障害者手帳交付等申請（届出）書、身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師）、個人番号カードまたは通知カード

転出…転出先の市町村で、身体障害者手帳の転入手続きが必要です。

変更など…

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所の変更（市内間）	手帳
手帳の紛失、破損※	写真1枚
障がい程度の変更、追記	手帳、写真1枚、診断書
障がいの完治、死亡	手帳（手帳は返還）

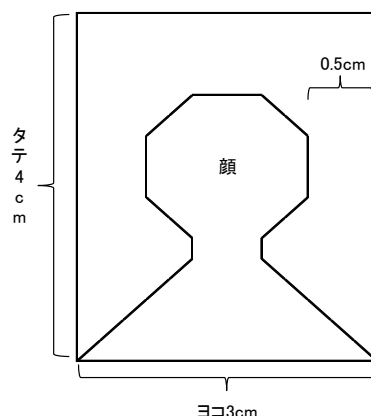
※手帳に貼付された写真が古くなった場合にも、手帳の再交付が可能です。



問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

【写真について】

下記のとおり、写真の顔の右側に0.5cm程度の余白ができるように撮影してください。



- ・縦4cm×横3cm
- ・上半身のもの
- ・カラー、白黒どちらでも可

療 育 手 帳	心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がい児(者)と判定された方 障がい程度…A 1 (最重度)、A 1 (重度)、A 2 (重度、合併障がい) B 1 (中度)、B 2 (軽度) 申 請 方 法…写真 1 枚(詳細は前ページの「写真について」をご覧ください)、療育手帳交付申請書、知的障がい者(児)相談記録表、個人番号カードまたは通知カード ※新規申請には、他に必要書類があるため、お問合せください。 判 定 機 関…18 歳未満：福井県児童・女性相談所 TEL 3 5 - 1 5 8 1 18 歳以上：福井県総合福祉相談所 TEL 2 4 - 7 3 1 1 (「医療費の助成」の判定も併せて行ないます。) 転 出…転出先の市町村で、療育手帳の転入手続きが必要です。 変 更 な ど… <table border="1"> <tr> <th>変更・再交付・返還</th> <th>申請・届出に必要なもの</th> </tr> <tr> <td>氏名・住所の変更(市内間)</td> <td>手帳</td> </tr> <tr> <td>手帳の紛失、破損※</td> <td>写真 1 枚</td> </tr> <tr> <td>障がい程度の変更、追記</td> <td>手帳、写真 1 枚</td> </tr> <tr> <td>障がいの完治、死亡</td> <td>手帳(手帳は返還)</td> </tr> </table> ※手帳に貼付された写真が古くなった場合にも、手帳の再交付が可能です。 ☎ 問合せ先…障がい福祉課 TEL 2 0 - 5 4 3 5 FAX 2 0 - 5 4 0 7	変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの	氏名・住所の変更(市内間)	手帳	手帳の紛失、破損※	写真 1 枚	障がい程度の変更、追記	手帳、写真 1 枚	障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)		
変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの												
氏名・住所の変更(市内間)	手帳												
手帳の紛失、破損※	写真 1 枚												
障がい程度の変更、追記	手帳、写真 1 枚												
障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)												
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活および社会生活への制約がある方 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>申請に必要なもの</th> <th>注意事項</th> </tr> <tr> <td>新規</td> <td> 1. 申請書 2. 写真 1 枚 3. 診断書(精神手帳用) 4. 精神障害年金関係書類 ・障害年金証書(精神) ・直近の年金振込み通知書 ・同意書 5. 特別障害給付金関係書類 ・資格者証の写し ・直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書) ・同意書 6. 印鑑(自署の場合は不要) 7. 個人番号カードまたは通知カード ※1・2・6・7 及び 3 または 4 または 5 </td> <td> 写真の詳細については、前ページの「写真について」をご覧ください。 初診日から 6 ヶ月以上経過している方 有効期間 2 年 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※ただし、新規・等級変更・手帳の再発行以外の手続きでは写真不要</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td> 同上 精神障害者保健福祉手帳 </td> <td>有効期限終了の 3 ヶ月前から更新申請可能</td> </tr> </table> ☎ 問合せ先…障がい福祉課 TEL 2 0 - 5 4 3 5 FAX 2 0 - 5 4 0 7		申請に必要なもの	注意事項	新規	1. 申請書 2. 写真 1 枚 3. 診断書(精神手帳用) 4. 精神障害年金関係書類 ・障害年金証書(精神) ・直近の年金振込み通知書 ・同意書 5. 特別障害給付金関係書類 ・資格者証の写し ・直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書) ・同意書 6. 印鑑(自署の場合は不要) 7. 個人番号カードまたは通知カード ※1・2・6・7 及び 3 または 4 または 5	写真の詳細については、前ページの「写真について」をご覧ください。 初診日から 6 ヶ月以上経過している方 有効期間 2 年		※ただし、新規・等級変更・手帳の再発行以外の手続きでは写真不要		継続	同上 精神障害者保健福祉手帳	有効期限終了の 3 ヶ月前から更新申請可能
	申請に必要なもの	注意事項											
新規	1. 申請書 2. 写真 1 枚 3. 診断書(精神手帳用) 4. 精神障害年金関係書類 ・障害年金証書(精神) ・直近の年金振込み通知書 ・同意書 5. 特別障害給付金関係書類 ・資格者証の写し ・直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書) ・同意書 6. 印鑑(自署の場合は不要) 7. 個人番号カードまたは通知カード ※1・2・6・7 及び 3 または 4 または 5	写真の詳細については、前ページの「写真について」をご覧ください。 初診日から 6 ヶ月以上経過している方 有効期間 2 年											
	※ただし、新規・等級変更・手帳の再発行以外の手続きでは写真不要												
継続	同上 精神障害者保健福祉手帳	有効期限終了の 3 ヶ月前から更新申請可能											

難病等の方々に ついて	障がい者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められる障がい福祉サービス等の受給が可能です。 対 象 者…障がい福祉サービスの対象疾患による障がいのある方 申請方法…対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）、個人番号カードまたは通知カード ※障がい支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。 障がい福祉サービス等…障がい福祉サービス（居宅介護、就労継続支援等）、障害児通所支援（18歳未満）、相談支援、補装具及び地域生活支援事業（移動支援、日常生活用具等）  問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407
------------------------	---

医療

医療費の助成など

重度障がい者
(児) 医療費
等の助成

身体	△
療育	△
精神	△

重度障がい者(児)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療全般を対象に自己負担額(高額療養費(10頁参照)等の健康保険から支給される分を除く。)を助成します。高校3年生(18歳に到達する年度末)までの子どもについては、窓口での医療費の支払いが無料です。なお、精神障がい者については通院医療のみが対象となります。

対 象 者…

身体障がい者＝身体障害者手帳の1級～3級(3級は所得制限あり)

知的障がい者＝療育手帳のA、Bの一部(Bは所得制限あり)

精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳の1・2級かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(所得制限あり)

申請方法…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、健康保険証またはマイナンバーカードまたは健康保険の情報がわかるもの、預金通帳、個人番号カードまたは通知カード

※申請には、自署又は記名押印が必要です。

助成開始…申請月の翌月1日から助成対象となります。

受給者証…申請月の月末に、受給者あてに「重度障害者医療費等受給者証」を郵送します(受給者証の裏面の注意事項をよくお読みください)。

資格更新…毎年7月末に所得等を見直し、受給資格更新を行います。

助成手続…1. 県内＝「重度障害者医療費等受給者証」を各医療機関等に提示
2. 県外＝「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、領収書を提出。

3. 加療装具＝「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、領収書、装具装着証明書写を提出

※各申請書には、自署又は記名押印が必要です。

※診療日の翌月から1年を経過したものは、助成の対象外となります。

制 限…生活保護を受けている方

変更・再交付・返還	申請・届出に必要なもの
氏名・住所・障がい程度の変更	手帳、受給者証
受給者証の紛失、破損	受給者証
加入医療保険・振込口座の変更	受給者証、保険証等、預金通帳
障がい者の死亡	受給者証、親族等の預金通帳
転出・治癒・生活保護開始	受給者証



問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

後期高齢者医療 制度の加入 について 身体 療育 精神 △ △ △  自立支援医療に ついて ① 更生医療の給付 身体 △ ② 育成医療の給付 身体 △	下記の手帳をもつ65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます(選択制)。それ以外の方は、75歳から後期高齢者医療制度の対象となります。 対 象 者…身体障がい者＝1～3級、下肢4級の1・3・4号、音声・言語・そしゃく4級 知的障がい者＝A1・A2 精神障がい者＝1・2級 障害年金受給者＝1・2級 問合せ先…保険年金課 TEL 20-5383 FAX 20-5747 心身の障がいを軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します(原則として1割が自己負担となります)。また、世帯所得に応じて1ヵ月あたりの上限額が決められています。世帯の範囲は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。 身体障がい者の障がいを軽減したり、回復させたりする手術等(下表)、身体障がい者の更生に必要な医療を指定医療機関にて行います。事前申請が必要です。 対 象 者…18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる方のうち、福井県総合福祉相談所の判定により、必要と認められた方 申請方法…身体障害者手帳、心電図(心臓手術の場合)、特定疾病療養受療証(人工透析の場合)、健康保険証またはマイナ保険証または健康保険の情報がわかるもの、各種年金証書とその振込額がわかるもの、自立支援医療内容意見書 ※申請には自署又は記名押印が必要です。 保護者が福井市に住所を有し、対象者が18歳未満の方が対象。事前申請が必要です。 対 象 者…18歳未満の児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる方 申請方法…更生医療と同じ(ただし、身体障害者手帳の有無は問いません。) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">更生医療・育成医療の対象(例)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td><td>角膜移植術、水晶体摘出術、虹彩切除術、網膜剥離術</td></tr> <tr> <td>聴覚</td><td>形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳</td></tr> <tr> <td>言語</td><td>形成術、薬物、暗示療法による治療</td></tr> <tr> <td>肢体</td><td>理学、作業療法、関節授動術、関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術</td></tr> <tr> <td>心臓</td><td>心房、心室中隔欠損閉鎖による手術、弁置換術、ペースメーカー埋め込み術および電池交換術</td></tr> <tr> <td>腎臓</td><td>人工透析療法、抗免疫療法、腎移植術</td></tr> <tr> <td>小腸</td><td>中心静脈栄養法</td></tr> <tr> <td>免疫</td><td>抗HIV療法、免疫調整療法等</td></tr> <tr> <td>肝臓</td><td>肝臓移植術、抗免疫療法</td></tr> </tbody> </table>	更生医療・育成医療の対象(例)		視覚	角膜移植術、水晶体摘出術、虹彩切除術、網膜剥離術	聴覚	形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳	言語	形成術、薬物、暗示療法による治療	肢体	理学、作業療法、関節授動術、関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術	心臓	心房、心室中隔欠損閉鎖による手術、弁置換術、ペースメーカー埋め込み術および電池交換術	腎臓	人工透析療法、抗免疫療法、腎移植術	小腸	中心静脈栄養法	免疫	抗HIV療法、免疫調整療法等	肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法
更生医療・育成医療の対象(例)																					
視覚	角膜移植術、水晶体摘出術、虹彩切除術、網膜剥離術																				
聴覚	形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳																				
言語	形成術、薬物、暗示療法による治療																				
肢体	理学、作業療法、関節授動術、関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術																				
心臓	心房、心室中隔欠損閉鎖による手術、弁置換術、ペースメーカー埋め込み術および電池交換術																				
腎臓	人工透析療法、抗免疫療法、腎移植術																				
小腸	中心静脈栄養法																				
免疫	抗HIV療法、免疫調整療法等																				
肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法																				

③ 精神通院医療の給付

精神

△

高額療養費

☎

対象…精神疾患で通院している方

有効期間… 1 年（有効期間終了 3 ヶ月前から更新申請可能です。）

申請に必要なもの

1. 申請書

2. 診断書（精神通院医療用、新規以降は 2 年に 1 度の提出）

3. 健康保険証またはマイナ保険証または健康保険の情報がわかるもの

4. 世帯の所得等を確認する書類

- ・年金証書（老齢年金を除く）と年金振込み通知書または通帳（市民税非課税世帯の方のみ）
- ・市民税の課税状況がわかる資料（転入されてこられた方のみ）
市民税課税証明書など

5. 同意書

6. 印鑑（自署の場合は不要）

7. 個人番号カードまたは通知カード

8. 更新の場合は、現在使用中の自立支援受給者証（精神通院）

☎

問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

○高額療養費

同じ月内に医療費の自己負担額が限度額を超えた場合や、同じ世帯内で同じ月内に負担が複数生じ合算して限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分があとから払い戻されます。

○限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付

医療機関に認定証を提示することで、窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりします。認定証の交付を受けるには、加入している医療保険に申請します。

（マイナンバーカードを保険証として使用する場合には、認定証の役割も果たします。）

○高額療養費資金の貸付

高額な医療費の支払いに困っている方に、無利子で資金を貸付する制度です。

○特定疾病の医療費助成

【対象疾患】

1. 人工透析が必要な慢性腎不全

2. 先天性血液凝固 8 因子障がいまたは先天性血液凝固 9 因子障がい

3. 血液凝固因子製剤の投与に起因する後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣の定めるものに限る）

☎

問合せ先…加入している医療保険

保険年金課

その他の医療費 の助成   	○特定医療費（指定難病）の医療費助成 ○小児慢性特定疾病医療費の助成 問合せ先…福井市保健所 地域保健課保健支援係 Tel33-5185 FAX33-5473 ○産科医療補償制度 お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、 お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ 発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提 供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的と した制度です。 問合せ先…公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンターTel0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く） ○ひとり親家庭等医療費等の助成 児童の父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあると認めら れた場合、父又は母及び児童の医療費の保険診療分を助成します。 対象者・受給要件の事前確認が必要です。お問い合わせください。 問合せ先…こども政策課 Tel 20-5412 FAX20-5735
--	--

手当

在宅生活の経済的支援

重症心身
障害児(者)
福祉手当

身体 △

療育 △



対 象 者…身体障がい者＝身体障害者手帳の２級以上

知的障がい者＝療育手帳のＡおよびＢの一部

- ・福祉施設に入所していないこと（老人保健施設を除く）
- ・障害年金等（労災を含む）、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していないこと
- ・前年の所得（１～６月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 ３,０００円（申請月の翌月から）

支給方法…３月、９月に口座振込（月末）

申請方法…身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、預金通帳、各種年金証書、個人番号カードまたは通知カード

現況報告…毎年６～７月頃に現況届を提出していただきます。

問合せ先…障がい福祉課 Tel ２０－５４３５ FAX ２０－５４０７

障害児福祉手当
（２０歳未満）

対 象 者…精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とすると認定された２０歳未満の方

- ・福祉施設に入所していないこと
- ・前年の所得（１～６月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

支 給 額…月額 １５,６９０円

支給方法…２月、５月、８月、１１月に口座振込（１０日）

現況報告…毎年８月頃に現況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

- １．障害児福祉手当認定請求書
- ２．障害児福祉手当認定診断書
（障害者手帳の内容により省略できる場合があります）
- ３．お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
- ４．障害児福祉手当所得状況届
- ５．本人名義の通帳
- ６．個人番号カードまたは通知カード

※２０歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要ですので、詳しくは保険年金課（２０－５４７６）にご相談ください。



問合せ先…障がい福祉課 Tel ２０－５４３５ FAX ２０－５４０７

特別障害者手当
（２０歳以上）

対 象 者…精神または身体の重複する重度障がいや、単一の重度障がいであって日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とすると認定された２０歳以上の方

- ・福祉施設に入所していないこと
- ・病院または老人保健施設等に３ヵ月を超えて継続入院または入所していないこと

特別児童扶養手当

☎

・前年の所得（１～６月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

支給額…月額 ２８，８４０円

支給方法…２月、５月、８月、１１月に口座振込（１０日）

現況報告…毎年８月頃に現況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

１．特別障害者手当認定請求書

２．特別障害者手当認定診断書
（障害者手帳の内容により省略できる場合があります）

３．お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳

４．特別障害者手当所得状況届

５．本人名義の通帳、印鑑

６．各種年金証書とその振込額のわかるもの

７．個人番号カードまたは通知カード

☎

問合せ先…障がい福祉課 Tel ２０－５４３５ FAX ２０－５４０７

対 象 者…精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された児童（２０歳未満）を監護する父または母もしくは父母にかわって児童を養育している方（県認定）

・福祉施設に入所していないこと

・前年の所得（１～６月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

支給額…月額 １級 ５５，３５０円

２級 ３６，８６０円

※１級・２級は手帳の級とは関係ありません。

支給方法…４月、８月、１１月に口座振込（１１日）

現況報告…毎年８月頃に所得状況届を提出していただきます。

認定請求に必要なもの

１．特別児童扶養手当認定請求書

２．特別児童扶養手当認定診断書
（障害者手帳の内容により省略できる場合があります）

３．お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳

４．特別児童扶養手当振込先口座申出書

５．保護者名義の通帳、印鑑（保護者名義の通帳の届出印）

６．戸籍謄本（１か月以内のもの）（令和６年７月３１日申請分まで）

７．個人番号カードまたは通知カード

☎

問合せ先…障がい福祉課 Tel ２０－５４３５ FAX ２０－５４０７

※２０歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。詳しくは保険年金課（２０－５４７６）にご相談ください。

経過措置福祉 手当 	対 象 者… 20歳以上で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障害者手当等を受給できない方（新たな申請はできません） ・福祉施設に入所していないこと ・前年の所得が所得制限額以内であること 支 給 額…月額 15,690円 支給方法…2月、5月、8月、11月に口座振込（10日） 現況報告…毎年8月頃に現況届を提出していただきます。 転 入 者…身体障害者手帳または療育手帳、預金通帳、受給していたことがわかる書類、個人番号カードまたは通知カード 問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407
児童扶養手当 	児童の父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあると認められた場合、父又は母に手当が支給されます。 対象者・受給要件の事前確認が必要ですのでお問合せください。 問合せ先…こども政策課 Tel 20-5412 FAX 20-5735

年金

障害年金等の紹介

障害年金

- 障害基礎年金
- 障害厚生年金
- 障害共済年金

年金に加入している人が、ケガや病気で障がいが残ったとき、障害年金が支給されることがあります。

○障害基礎年金の場合

受給要件… 1. 初診日において、国民年金の被保険者であることまたは20歳前や60歳以上65歳未満（何の年金にも加入していない期間）で、日本国内に住所を有していること
2. 初診日から1年6ヵ月を経過した日（障害認定日）において、一定程度の障がいの状態にあること（初診日が20歳前にある場合で、初診日から1年6ヵ月経過した日が20歳前の場合は、20歳到達日が障害認定日となります）
3. 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間（免除期間含む）があることなど

そ の 他…障害年金は、障害認定日から請求することができます。

障害年金を請求するためには初診日を確定する必要があります。初診時の診断書（写）等が参考資料となることがありますので、保存しておいてください。

初診日において加入していた年金制度により相談窓口が異なります。厚生年金や共済年金についてはそれぞれの問合せ先にお問い合わせください。



問合せ先…障害基礎年金について

保険年金課 TEL 20-5476 FAX 20-5747

障害厚生年金について（初診日において厚生年金に加入していた場合）

福井年金事務所 TEL 23-4518（音声案内後①→②）

FAX 27-0133

※ダイヤル後、音声案内に従って1番を選び、続けて2番を選んでください。

障害共済年金について（初診日において共済年金に加入していた場合）

各共済組合へお問い合わせください。

特別障害 給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

受給要件… 1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者
3. 上記1、2のいずれかに該当し、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し請求された方に限る。

障害者扶養 共済制度	その他…障害年金を受給することが出来る方は対象になりません。 受付は市役所でもできますが、審査、認定、支給事務は日本年金機構が行います。 ☎ 問合せ先…福井年金事務所 TEL 23-4518 (音声案内後①→②) FAX 27-0133 保険年金課 TEL 20-5476 FAX 20-5747 障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 ☎ 問合せ先…福井県障がい福祉課 TEL 20-0338 FAX 20-0639 申請窓口…福井市障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407
-----------------------	--

障がい福祉サービス

「介護給付」日常生活に必要な支援を受けられるもの

「訓練等給付」自立した生活に必要な知識や技術を身につけるもの

「訪問系サービス」家庭などで利用できるもの

「日中活動系サービス」入所施設などで昼間に利用できるもの

「居住系サービス」施設に入所して利用できるもの

「障がい児通所支援」障がい児が利用できるもの

障がい福祉サービスを利用する方は「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必要となります。

また、地域生活への移行のための支援や、地域生活を定着させるための支援もあります。

利用のしかた	
1. 計画作成の依頼	「指定特定・指定障害児相談支援事業者」※ ¹ と契約し、サービス等利用計画の作成を依頼します。
2. 福祉サービス利用の申請	市役所に「福祉サービス利用申請書」を提出します。申請には、個人番号カードまたは通知カードが必要です。
3. 調査※ ²	申請を受け、現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。
4. 判定※ ²	調査の結果をもとに市の審査会で審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。
5. サービス等利用計画の提出	作成したサービス等利用計画を「指定特定・指定障害児相談支援事業者」が市に提出します。
6. 認定・交付	障害支援区分やサービス等利用計画をもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証※ ³ が交付されます。
7. 事業者と契約	サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。
8. サービス利用	サービスの利用を開始します。※ ⁴
9. モニタリング	サービス等の利用状況の確認と計画の見直しのため、「指定特定・指定障害児相談支援事業者」が実施します。
※¹ 「指定特定・指定障害児相談支援事業者」では、障がい福祉サービスの利用や、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。（別紙一覧） ※² 障がい児は、「調査」「判定」はありません。 ※³ サービスの支給量や負担額などの情報が記載されていますので大切に扱しましょう。 ※⁴ 障がい福祉サービス等の支給を申請した日から支給決定日の前日までの間に障がい福祉サービス等を利用する場合の利用料の助成（特例介護給付費等）が受けられる場合があります。必ず事前に福井市障がい福祉課へご相談ください。	

計画相談支援・ 障害児相談支援	障がいのある方に必要なサービスを適切に組み合わせて利用していただくために、障がいのある方一人ひとりに「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を行います。サービス等利用計画は、「指定特定相談支援事業所」及び「指定障害児相談支援事業所」（別紙一覧）の相談支援専門員が作成します。自己負担はありません。
サービスを利用したときにかかる費用	サービス利用額は原則 1 割の負担です。ただし、所得に応じて上限が決められています。 非課税世帯、生活保護者は利用料が無料です。 障がい児通所支援は一部軽減措置があります。 ※世帯員の構成等、世帯の状況に変更があった場合等は、申請により変更ができる場合があります。
	問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407
訪問系サービス	在宅で訪問を受けたり、通所等で利用するサービスです。
サービスの名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居住介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応等により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
日中活動系サービス	施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。
サービスの名称	内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で訓練機能や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

居住系サービス	入所施設で住まいの場におけるサービスを行います。
サービスの名称	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助をします。なお、重度化・高齢化によって日中活動サービスの利用が困難な障がい者を対象に昼夜を通じて支援を行う「日中サービス支援型」のグループホームもあります。(平成30年4月～)
障がい児通所支援	障がいのある児童に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います(障がい福祉サービスのうち訪問系サービスは児童も利用できます。)
サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、必要な療育支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な未就学の障がい児に対し、居宅を訪問して必要な療育支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対し、その保育所などにおいて専門的な支援その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	幼稚園および大学を除く学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に支援を行います。
障がい児の施設 入所 	障がいのある児童に対し、施設に入所しながら入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。 申請先…福井県児童・女性相談所 福井市木田3-701 TEL 35-1581 FAX 35-1582
地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障がい福祉サービスとは別に、地域や利用者の事情に応じて、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。
主な事業	内容
地域活動支援 センター(※)	障がいのある方の社会との交流の促進など日中の活動を支援するため、通所による創作的活動やレクリエーション活動等の機会を提供します。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある方について外出のための支援を行います。ヘルパーを派遣し、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人(児童を含む)の日中における活動の場の確保や、家族の就労支援や休息を目的として、日中預かりや放課後・長期休暇等の預かりを実施しています。
訪問入浴サービス 事業	重度の障がいがある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。 在宅・通所を含め、他の入浴サービスの利用が困難な方等、対象となる要件がありますので事前にご相談ください。

※【地域活動支援センター】

事業所名	住所及び電話番号	開設時間	主な対象	主な活動
地域活動支援センター わいわい	光陽2丁目17-25	月～金曜日 (土日も月1回開設)	身体障がい	・白杖歩行訓練 ・外出体験 など
	23-3344	9:00～17:00		
地域活動支援センター プラザあけぼの	河水町5-1-1	月・火・木～土曜日	知的障がい	・作業体験 ・入浴支援 など
	52-5575	9:00～17:00		
地域活動支援センター ちかつ・やわらぎ	下六条町217番4六条厚生会1階	月、火、木～土曜日	精神障がい	・作業体験 ・接客体験 など
	43-3577	10:00～18:00		
地域活動支援センター ラルゴ	志比口2丁目11番13号	月～金曜日 9:00～17:00	発達障がい (ひきこもり)	・日常生活のスキル向上 ・就労支援 など
	97-5747	第1・第3・第4土曜日 10:00～16:00		

補装具等

日常生活を容易に行動するために

補装具の
交付・借
受け・修
理

身体 △
難病 △

身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（借受け・修理）します。

対 象 者…身体障がい者、難病患者等＝下表の障がい区分の方

申請方法…事前申請が必要です。必ず購入・借受け・修理する前にご相談ください。

自己負担…１割（所得により負担上限額が異なります）

交付制限…１．介護保険優先（原則として）

２．施設入所中（施設に備付けの補装具を使用してください）

３．病院入院中（病院に備付けの補装具を使用してください）

（入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。）

４．所得制限があり、補助を受けられない場合があります。

特記事項…１．申請には個人番号カードまたは通知カードが必要です。

２．意見書や判定が必要な場合があります。

３．交付した補装具には耐用年数があります。

４．耐用年数内での再交付には「修理不可能証明書」が必要です。



問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

障がい区分	補 装 具		耐用年数	介護保険優先
視 覚	視覚障がい者 用安全つえ	普通用・携帯用	2～5	
	義 眼		2	
	眼 鏡	矯正・遮光・弱視、コンタクトレンズ	4	
聴 覚	補聴器	高度難聴・重度難聴・耳あな型・骨導式	5	
	人工内耳用音声信号処理装置修理		－	
肢体・言語	重度障がい者 意志伝達装置	文字等走査入力方式・生体現象方式	5	
肢 体	義 肢	殻・骨格構造	1～5	
	装 具	下肢・靴型・体幹・上肢	1～3	
	姿勢保持装置		3	
	車いす	普通型・前方大車輪型・片手駆動型・ レバー駆動型・手押し型	6	○
	電動車いす	普通型・手動兼用型	6	○
	歩行器	四輪型・三輪型・二輪型・交互型・固定型	5	○
	歩行補助つえ	松葉づえ・プラットホーム杖・ 多点杖・カナディアン・ロフストランド	2～4	○
18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具		3	
	排便補助具		2	

日常生活用具の給付	在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。
身体 △	対 象 者…身体障がい者、知的障がい者、難病患者等（用具によって、対象となる方が決まっています。詳しくは、下表を参照）
療育 △	※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。
難病 △	申請方法…購入する前に必要書類を提出してください。
	自己負担…１割（所得により負担上限額が異なります。）
	給付制限…１．介護保険優先 ２．施設入所中 ３．病院入院中 （入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。） ４．所得制限があり、補助を受けられない場合があります。
	特記事項…給付した日常生活用具には耐用年数があります。
☎	問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

障がい区分	用 具	程 度	備 考	年 齢	耐用年数	介護保険優先
視 覚	点字器				5～7	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1, 2 級		学齢児以上	6	
	視覚障がい者用時計	1, 2 級	触読式、音声式	18歳以上	10	
	点字タイプライター	1, 2 級	就労（就学）している者（見込みの者）		5	
	視覚障がい者用体温計（音声）	1, 2 級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	学齢児以上	5	
	点字図書		情報の入手を点字によってしている方			
	視覚障がい者用体重計	1, 2 級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	5	
	拡大読書器			学齢児以上	8	
	歩行時間延長信号器用小型送信機	1, 2 級		学齢児以上	10	
	活字文書読上げ装置	1, 2 級		学齢児以上	6	
	音声血圧計	1, 2 級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	5	
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	1, 2 級		学齢児以上	6	
視覚	電磁調理器	1, 2 級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	6	
知的		A	知的障がい者のみの世帯	18歳以上		
視覚	点字ディスプレイ		視覚２級以上	18歳以上	6	
視覚肢体	情報通信支援用具	1, 2 級	上肢又は視覚		5	

障がい区分	用 具	程 度	備 考	年 齢	耐用年数	介護保険優先
聴 覚	屋内信号装置	1, 2 級	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18 歳以上	10	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・言語に著しい障がいをするもの		学齢児以上	5	
	文字放送デコーダー		聴覚障がい者		6	
	人工内耳用電池	※	人工内耳装用者（児）			
肢体 音声言語	携帯用会話補助装置		音声言語又は肢体不自由	学齢児以上	5	
	人工喉頭 ※		喉頭摘出者		5	
平衡 肢体	移動・移乗支援用具		平衡、下肢、体幹	3 歳以上	8	○
	T 字状・棒状の杖				3	
肢 体	便器	1, 2 級	下肢又は体幹	学齢児以上	8	○
	特殊寝台	1, 2 級	下肢又は体幹	18 歳以上	8	○
	特殊尿器	1 級	下肢又は体幹	18 歳以上	5	○
	入浴担架	1, 2 級	下肢又は体幹	3 歳以上	5	○
	体位変換器	1, 2 級	下肢又は体幹	学齢児以上	5	○
	入浴補助用具		下肢又は体幹	3 歳以上	8	○
	移動用リフト	1, 2 級	下肢又は体幹	3 歳以上	4	○
	訓練ベッド	1, 2 級	下肢又は体幹	学齢児以上 18 歳未満	8	
	訓練イス	1, 2 級	下肢又は体幹	3 歳以上 18 歳未満	5	
肢体 知的	特殊便器	1, 2 級	上肢	学齢児以上	8	
		A		学齢児以上		
	特殊マット	1 級	下肢又は体幹	18 歳以上	5	○
		1, 2 級	下肢又は体幹	3 歳以上 18 歳未満	5	
		A		3 歳以上	5	
腎 臓	透析液加温器	3 級以上	CAPD による透析療法	3 歳以上	5	
呼吸器	ネブライザー	3 級以上	呼吸器又は肢体 3 級以上又は同等のもの		5	
	電気式たん吸引器	3 級以上	呼吸器又は肢体 3 級以上又は同等のもの		5	
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における住宅酸素療法を行うもの	18 歳以上	10	
身体 知的	火災警報器	1, 2 級	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		8	
		A	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	自動消火器	1, 2 級	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		8	
		A	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
知的 精神	頭部保護帽 ※	A	頻繁に転倒する者		3	
			頻繁に転倒する者			
平衡 肢体	頭部保護帽 ※		平衡・下肢・体幹		3	

	障がい区分	用 具	程 度	備 考	年 齢	耐用年数	介護保険優先
	ぼうこう直腸	ストマ用装具 ※		蓄便袋・蓄尿袋			
	紙おむつの支給※	対象は先天性疾患に起因する高度の排便・排尿機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、ストマを装着することが困難な方（３歳以上）					
難病	特殊寝台	寝たきりの状態にある者				8	○
	特殊マット					5	○
	体位変換器					5	○
	特殊尿器	自力で排尿できない者				5	○
	移動用リフト	下肢または体幹機能に障がいがある者				4	○
	訓練用ベッド					8	
	入浴補助用具	入浴に介助を要する者				8	○
	便器	常時介護を要する者				8	○
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者				8	○
	特殊便器	上肢機能に障がいがある者				8	
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯				8	
	ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者				5	
	電気式たん吸引器					5	
呼吸器・難病等	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者			5		
	家庭用発電機				5		
車椅子の貸出	※施設入所中、病院入院中の方でも対象となります。 その他…在宅で生活している小児慢性特定疾患の患者にも、日常生活用具の給付があります。						
	☎ 問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407						
	車椅子の利用を希望する方へ、必要に応じて車椅子を貸し出します。 申請方法…印鑑（福井市社会福祉協議会） 自己負担…無料 貸出期間…１ヶ月以内（福井市社会福祉協議会） 2週間以内（福井県社会福祉協議会） 貸出制限…数に限りがありますので、あらかじめ電話予約してください。 原則、一時利用に限ります。						
	☎ 問合せ先…福井市社会福祉協議会 TEL 26-1853 FAX 26-9109 福井県社会福祉協議会 TEL 24-2339 FAX 24-8941						

介護保険	40歳以上で、要介護・要支援の認定を受けた方は、介護給付、予防給付が受けられます（ただし、40歳から64歳までの認定は、次の16疾病によります）。	
	【特定疾病】	
	1. がん ※1	10. 早老症
	2. 関節リウマチ	11. 多系統萎縮症
	3. 筋萎縮性側索硬化症	12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	4. 後縦靱帯骨化症	13. 脳血管疾患
	5. 骨折を伴う骨粗鬆症	14. 閉塞性動脈硬化症
	6. 初老期における認知症	15. 慢性閉塞性肺疾患
	7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
	8. 脊髄小脳変性症	
	9. 脊柱管狭窄症	
※1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限ります。		
なお、障がい者施策と介護保険制度で共通する在宅介護サービスについては、原則として介護保険から給付を受けることになります。		
☎	問合せ先…介護保険課 TEL 20-5715 FAX 20-5766	

住宅

住宅の改造など

重度身体障がい者住宅改造事業補助

身体 △

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。

対象者…身体障がい者（視覚・上肢・下肢・体幹・移動の２級以上）

※複数の障がいをお持ちの方は、助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

（例）上肢４級、下肢３級で２級の身体障害者手帳をお持ちの方 等
助成限度額…８０万円（改造費の８割を助成）

※ただし、下記「住宅改修費給付事業」の対象者及び介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた方は６０万円

内 容…段差解消、手すりの取付、洋式便器等への取替、扉の取替等
申請に必要なもの…身体障害者手帳、改造費見積書、改造前（現状の）

住宅写真、個人番号カードまたは通知カード、世帯全員の所得証明書（転入された方のみ）

助成制限…１．当該住宅につき１回限り

２．所得制限あり

３．入院または施設入居者は対象外

入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。

４．新築または増築は対象外

※必ず工事着手前にご申請ください。（着手後の申請は対象外）

※介護保険対象の方は介護保険優先



問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407

住宅改修費給付事業（日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具」のこと）

身体 △

難病 △

在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象者…身体障がい者＝下肢、体幹、移動の３級以上

難病患者等＝下肢または体幹に障がいがあるもの

※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

内 容…段差解消、手すりの取付、洋式便所等への取替、扉の取替等の修繕の工事

助成限度額…２０万円（１割自己負担）※所得により上限額が異なります。

申請に必要なもの・助成制限…重度身体障がい者住宅改造事業と同じ

※介護保険対象の方は介護保険優先



問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407

市営住宅



段差解消など障壁のない市営住宅の整備を進めています。

問合せ先…市営住宅課 Tel 20-5570 FAX 20-5573

福井県福祉のまちづくり条例

福井県では「福祉のまちづくり条例」を制定し、障がい者や高齢者等を含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することが出来るよう、活動を制限している障壁を取り除くことに取り組んでいます。

移動に関する支援

交通機関の割引、自動車に関する助成等

タクシー利用
助成事業

身体	△
療育	△
精神	△

在宅の重度身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者がタクシーを利用する場合、初乗基本料金を助成する乗車券を交付します。

対 象 者…身体障がい者＝１級、下肢・体幹・視覚の障がいを含む２級

知的障がい者＝Ａ１、Ａ２

精神障がい者＝１級、２級

・自動車の運転ができない方

・病院・施設に入院・入所していない方

助成内容…初乗基本料金を助成する乗車券を月３枚の割合で交付します。

※タクシー乗車１回につき、乗車券１枚のみ利用可能です。

※身体障害者手帳、療育手帳提示による１０％割引と併用できます。

申請方法…身体障害者手帳又は療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳

※紛失・破損や使い切った場合でも年度内に再交付はできません。

※毎年２月頃に現況届をご提出いただくことで、４月に新年度の

「福井市タクシー利用助成券」を交付します。

有効期間…毎年４月１日～翌年３月３１日

※なお、上記の助成対象にならない方や辞退により申請されなかった方で、後に状況が変わり助成対象となった場合や辞退後あとで交付を希望する方は、新たに申請して下さい。



手続き・問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407

身体・知的障がい者の交通機関の割引

身体	○
療育	○

交通機関…１．ＪＲ（５０％割引）（普通・回数券乗車券・急行券）

第１種＝障がい者及び介護者（単独乗車の場合は第２種扱い）

第２種＝障がい者（片道１００km以上乗車する場合に限る）

※回数乗車券・急行券については、第１種障がい者が介護者と共に乗車する場合に割引になります。

※特急・グリーン車・寝台車乗車券は割引対象外です。

２．電車・バス・鉄道（５０％割引）（最低運賃制度により割引限度あり）

第１種＝障がい者及び介護者

第２種＝障がい者

３．タクシー（１０％割引）（タクシーにより異なる）

４．航空運賃…国内線に限り、割引率も異なる

障がい者及び介護者１名まで対象（他、航空会社により異なる）

５．フェリー（５０％割引）（船会社により異なる）

申請方法…身体障害者手帳又は療育手帳を切符購入時に提示してください。

また、乗車・乗船・搭乗時には必ず手帳を携帯してください。

特 例…１２歳未満の障がい者が定期乗車券を購入する場合、介護者の通勤定期が半額になります。



問合せ先…詳しくは、各交通機関の窓口、支店・営業所へお問合せ下さい。

精神障がい者の 運賃割引 精神 △	精神障害保健福祉手帳を所持する精神障がい者に対する運賃割引制度が導入されています。 ○鉄道（えちぜん鉄道、福井鉄道、ハピラインふくい） ・単独乗車 普通乗車券、回数乗車券を5割引 ※精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・本人が介護者とともに乗車 普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券（介護者は通勤定期券のみ）を5割引 ※精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方 ・介護者とともに乗車する場合は、介護者の通勤定期券のみ対象（ハピラインふくいは12歳未満のみ） 詳しくは、各鉄道会社の窓口へお問い合わせください。 ○路線バス（京福バス、福井鉄道、大和交通） ・単独乗車 普通運賃、金額式回数券を5割引・定期券を3割引 ・本人が介護者とともに乗車 普通運賃、金額式回数券を5割引 定期券（介護者は通勤定期券のみ）を3割引 ○航空運賃…障がい者及び介護者1名までを割引（国内線のみ） （ただし、航空会社により異なる） ○フェリー…事業者により割引が受けられる場合があります 事業者により、取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各事業者にお問い合わせください。  えちぜん鉄道（お客様相談室） Tel0120-840-508 FAX0776-52-8855 福井鉄道電車（鉄道部） Tel0778-21-0706 FAX0778-21-0704 ハピラインふくい Tel0776-20-0294 FAX0776-20-2303 福井鉄道バス（自動車部） Tel0778-21-0702 FAX0778-21-0704 京福バス（経営推進室） Tel0776-57-7700 FAX0776-57-7702 大和交通 Tel0770-56-3333 FAX0770-56-1061 ※航空運賃に関しては、航空会社によるのでそれぞれお問合せください。
駐車禁止除外指定 	身体障がい者の方が自ら運転したり、同乗したりしている特定の車を、駐車禁止の場所にやむを得ず駐車するとき、あらかじめ除外指定を受けるものです。規制区域・区間を管轄する警察署にお問合せ下さい。 問合せ先…福井警察署 Tel 5 2 - 0 1 1 0 FAX 5 2 - 0 1 1 1 福井南警察署 Tel 3 4 - 0 1 1 0 FAX 3 4 - 4 0 9 1 福井県警察本部 Tel 2 2 - 2 8 8 0

有料道路通行料
金の割引

身体 △

療育 △

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用している障がいのある方に料金の割引をすることにより、障がいのある方の自立と社会経済活動への参加を支援します。

対 象 者…第1種の身体障がい者：障がい者又は介護者が運転する場合
第2種の身体障がい者：障がい者が運転する場合
第1種の知的障がい者：介護者が運転する場合

割 引…50%割引

申請方法…事前に登録をします。

1 車両を登録する場合

- ① ETC を利用しない場合 身体障害者手帳または療育手帳
運転免許証(障がい者本人が運転する場合)
車検証(支払済の場合、所有者名は個人名義に限る)
自動車検査証記録事項(車検証に所有者名が記載されていない場合)
契約書(長期リース、割賦払いの場合)
- ② ETC を利用する場合 上記のものに加え
ETCカード：18歳以上一障がい者本人名義
18歳未満一親権者または後見人名義
ETC車載器セットアップ申込書・証明書
(後日郵便でETC利用可能な日の通知が届きます)

2 車両を登録しない場合 身体障害者手帳または療育手帳
運転免許証(障がい者本人が運転する場合)

有効期限…登録申請後の2回目の誕生日まで

※手帳に有効期限がある場合は、手帳の有効期限まで

更新手続…有効期限の2ヵ月前から、更新の手続ができます。

変更手続…登録内容に変更が生じた場合は、変更手続が必要です。

制 限…ETCノンストップ走行ができるのは、車両登録をした1台のみで個人名義のものに限ります。

注 意…有料道路を利用する際は、必ず障害者手帳を携行して下さい。

登録した車両以外で障がい者割引をご利用される場合、料金所では手帳提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※を通行してください。

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

オンラインで各種申請(新規申請・変更申請・更新申請を行う場合に必要書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。

(ETC利用申請者に限ります)

【オンライン利用申請受付サイト】

<https://www.expressway-discount.jp>



申請窓口…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

問合せ先…NEXCO中日本お客様センター TEL 0120-922-229

身体 $\triangle$

仕事

就労・相談・支援

障がい者就労 促進事業	障がい者雇用調整員が、障がいのある方の就労に向けた支援や就職後の定着支援等を行っています。 1. 就職に関する相談 一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談に応じています。 2. 企業開拓及び調整 障がいのある方の雇用に繋がりそうな企業を調査・開拓し、個々の障がいのある方の雇用にに向けた調整を行っています。 ①会社見学会 一般就労についての意欲を高めるため、会社見学会を開催しています。 ②就労体験 一般企業への就労を希望する障がいのある方に短期の就労を体験していただき、就労の適正を知る機会を提供しています。 体験期間… 1回5日間（2回まで利用可） 手 当… 1, 000円／日 そ の 他…事故への対応として、損害保険に加入しています。 3. 職場定着訪問 障がいのある方の就労が実現した場合、就労後の障がいのある方及び企業等の相談・支援にあたり、雇用の継続に向けて支援しています。 ☎ 問合せ先…障がい福祉課 Tel 20-5435 FAX 20-5407
公共職業安定所 (ハローワーク) ☎	障がい者専門の係(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等が必要)があり、主に就職相談受付から就職後のアフターケアまで行います。 ☎ 問合せ先…福井公共職業安定所 福井市開発1丁目121-1 Tel 52-8155 FAX 52-8165
福井障害者 職業センター	障がいのある方や事業主の方に対し、公共職業安定所や関係機関との連携の下、就職のための相談から就職後のフォローアップまでの一連の支援を行っています。 1. 就職に関する相談 2. 職業能力等を評価し、職場に適応するために必要な支援内容等について相談を行い、個別の支援計画を策定します。（職業評価）

福井障害者 就業・生活支援 センター (ふっとわーく)	3. 職業準備支援 個別にカリキュラムや受講期間を設定し、就職に向けて準備を整える支援をします。（就労経験のない方、就労上の課題改善を図りたい方など） ・ 模範的就労場面での作業支援（センター内での作業） ・ 職業準備講習（職業に関する知識の習得）等 4. 職場復帰支援 こころの病により休職している方、及びその方の復帰を考えている事業主に対して、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。 ①職場復帰のコーディネート 休職者、事業主、主治医との相談等を通じて、職場復帰についての3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成を図ります。 ②リワーク支援 体調等を確認しながら作業支援やストレス軽減等図るための支援を行い、職場復帰のためのウォーミングアップを行います。 5. ジョブコーチ支援事業 障がいのある方が職場に適応できるよう、ご本人・事業主等の要請に基づき、職場にジョブコーチを派遣し、障がい特性応じたきめ細やかな人的支援を行います。 問合せ先…福井障害者職業センター 福井市光陽2丁目3番32号 TEL 25-3685 FAX 25-3694 障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する支援、助言、職業準備訓練の斡旋等、障がいのある方の職業生活における自立を図るために必要な支援を実施しています。また、就業・生活支援ワーカーを配置しています。就労や生活等に関する相談をご希望の方は、下記の方までご連絡ください。 問合せ先…福井障害者就業・生活支援センター（ふっとわーく） TEL 97-5361 FAX 97-5362
---	---

日常生活支援

在宅における日常生活の支援

手話通訳者等 派遣 	病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、手話通訳士、手話通訳者または手話奉仕員を派遣します。 対 象 者…聴覚、音声、言語機能障がい者 問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407 緊急時の休日・夜間の問合せ先…(代) (福井市役所時間外窓口) TEL 20-5111
要約筆記者等 派遣 	病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、会話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記者または要約筆記奉仕員を派遣します。 対 象 者…聴覚障がい者 問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407
地域ぐるみ 雪おろし支援 身体 △ 	ひとり暮らし等の高齢者世帯や身体障がい者世帯等の安全を確保し、安心した生活を送れるように屋根雪おろしを支援します。 対 象 者…身体障がい者＝ひとり暮らし等で、市民税非課税または均等割のみ課税世帯で、親族等から雪下ろしの支援が受けられず、自力で雪下ろしができない方 申請方法…事前に担当民生委員児童委員を通して登録が必要 利用制限…生活保護世帯は除く 問合せ先…要支援者雪下ろし支援センター（地域包括ケア推進課内） TEL 20-5690 FAX 20-5426
ボランティア センター 	ボランティアコーディネーターが、「ボランティアがしたい人」と「ボランティアを求めている人」との橋渡しや、ボランティアに関するいろいろな相談に応じています。 また、機関紙の発行や福井市ボランティアネットによる情報提供の他、各種講座や交流会、啓発イベント等も開催しています。 問合せ先…福井市総合ボランティアセンター（ハピリン4階） TEL : 20-5107 FAX : 20-5168 福井市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL : 22-0022 FAX : 26-9109

雪かき ボランティア 	福井市内在住の身体障がいのある方の世帯で、市民税が非課税で、同居または近隣に親族・親戚等がなく、自力での雪かきが困難な方に対し、ボランティアを調整します。 ただし、世帯の状況によっては、他の制度（「地域ぐるみ雪下ろし支援事業」や業者等）を優先的に利用していただく場合があります。 問合せ先…福井市社会福祉協議会ボランティアセンター（福井市社会福祉協議会内） Tel 22-0022 FAX 26-9109								
盲導犬無償貸与 	ご希望の方は、下記までお問い合わせください。 問合せ先…村井勇松基金事務局 Tel 22-0626 Tel 080-3743-1949								
生活福祉資金貸付 	所得の少ない世帯、障がいのある方や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立のため、民生委員等の援助をもとに資金を貸付ける制度です。 利用対象者…低所得世帯（所得制限あり） 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ世帯） 高齢者世帯（65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯） 貸付の種類 <table border="1" data-bbox="461 1120 1457 1408"> <tr> <td>総合支援資金</td><td>生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費</td></tr> <tr> <td>福祉資金</td><td>福祉費（生業費、技能習得費、住宅改修費、療養介護費、災害援助費 等）、緊急小口資金</td></tr> <tr> <td>教育支援資金</td><td>教育支援費、就学支度費</td></tr> <tr> <td>不動産担保型生活資金</td><td>不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td></tr> </table> 問合せ先…福井市社会福祉協議会 Tel 26-1853 FAX 26-9109 福井県社会福祉協議会 Tel 24-2339 FAX 24-8941	総合支援資金	生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費	福祉資金	福祉費（生業費、技能習得費、住宅改修費、療養介護費、災害援助費 等）、緊急小口資金	教育支援資金	教育支援費、就学支度費	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金
総合支援資金	生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費								
福祉資金	福祉費（生業費、技能習得費、住宅改修費、療養介護費、災害援助費 等）、緊急小口資金								
教育支援資金	教育支援費、就学支度費								
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金								

税金

自ら申告が必要です

自動車税 軽自動車税 の減免	障がいのある方が日常生活で不可欠な自動車について、自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度があります。 対象障がい…下表のとおり
----------------------	--

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転	生計同一者（常時介護者）運転
視覚障がい	1級～4級	左に同じ
聴覚障がい	2級および3級	左に同じ
平衡機能障がい	3級	左に同じ
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級	左に同じ
上肢不自由	1級および2級	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障がい	1級および3級	左に同じ
じん臓機能障がい	1級および3級	左に同じ
呼吸器機能障がい	1級および3級	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級および3級	左に同じ
小腸機能障がい	1級および3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	左に同じ
肝臓機能障がい	1級～3級	左に同じ
知的障がい者	A	左に同じ
精神障がい者	1級かつ自立支援医療受給者	左に同じ

身体 △
療育 △
精神 △

自動車…障がい者1人につき1台に限ります。
車名義…身体障がい者＝本人名義（18歳未満の方は生計同一者名義でも可）
知的障がい者＝本人名義（同一生計者名義でも可）
精神障がい者＝本人名義（同一生計者名義でも可）
戦傷病者＝本人名義

車種…自家用

減免額…全額

申請方法…事前申請が必要な場合があります。（下記参照）

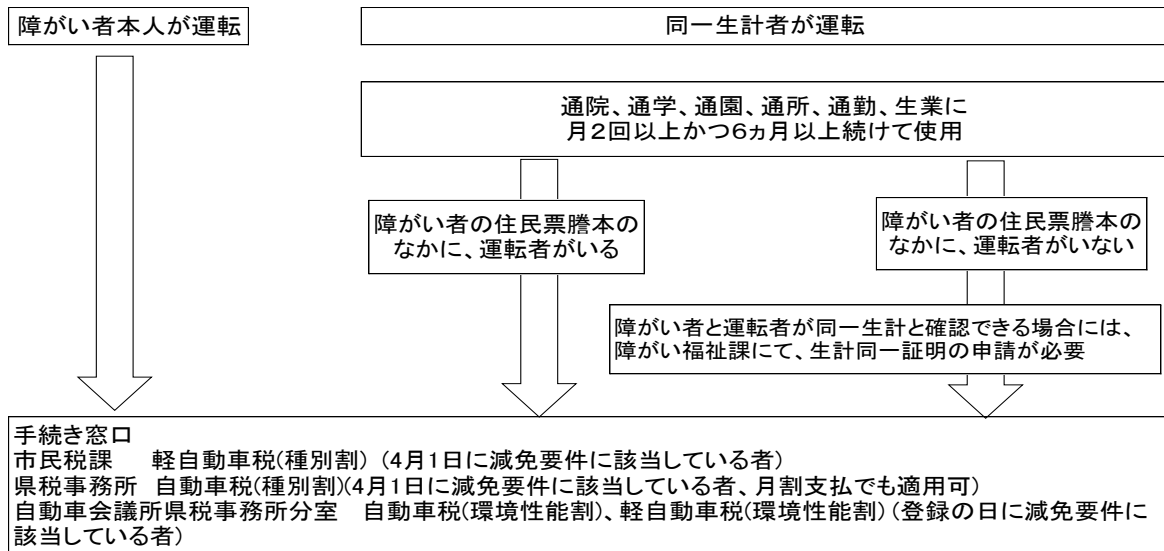
必要書類…事前に手続き窓口を確認してください。

申請期間…軽自動車税（種別割）は2月1日から5月末まで

注意…毎年申請手続きが必要です。



問合せ先…市民税課 TEL20-5306 FAX20-5748（軽自動車税（種別割））
福井県税事務所 TEL21-8274 FAX21-8260（自動車税、軽自動車（環境性能割））



住民税と所得税の
控除

身体	○
療育	○
精神	○

納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族のうちに障がい者(特別障がい者)がいるとき、所得税、住民税の障害者控除が受けられます。

手 続 き… 1. 給与所得者は年末調整で控除できます。(「給与所得者の扶養控除等申告書」に記入して事業者(給与支払者)に提出する)

2. 確定申告書又は、市・県民税(住民税)申告書を提出して控除できます。



問合せ先…福井税務署(所得税:確定申告) TEL 23-2690

市民税課(住民税:市・県民税申告)

TEL 20-5306 FAX 20-5748

【税法上の障がい者と特別障がい者】

	対象
特別障がい者	身体障害者手帳 1～2級
	療育手帳 A1、A2
	精神障害者保健福祉手帳 1級
障がい者	身体障害者手帳 3～6級
	療育手帳 B1、B2
	精神障害者保健福祉手帳 2～3級

※市の介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることもできます。

相続税の控除

身体	○
療育	○
精神	○



相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。詳細は、下記までお問い合わせください。

対 象 者…特別障がい者、障がい者

問合せ先…福井税務署 TEL 23-2690

贈与税の非課税

身体	△
療育	△
精神	△

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方に

利子等の非課税 (マル優・特別 マル優)	については3,000万円まで贈与税がかかりません。 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。 詳細は、下記までお問い合わせください。 ※特定障害者とは、特別障害者及び障がい者のうち精神に障がいのある方をいいます。 問合せ先…福井税務署 Tel 23-2690
福祉定期預金	障害者等に該当する人の少額預金・郵便貯金・少額公債の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。 詳細は、下記までお問い合わせください。 問合せ先…福井税務署 Tel 23-2690または各金融機関・郵便局
医療費控除	障害年金等を受給している方を対象とした定期預金で、預金利率が一般の定期利率に上乗せされます。 詳細は、各金融機関までお問い合わせください。
医療費控除の 対象となるもの	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳細は、下記までお問い合わせください。 問合せ先…福井税務署 Tel 23-2690
給付金の非課税・ 掛金の控除	ストマ用具に係る費用については、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた場合に対象となります。詳細は、下記までお問い合わせください。 問合せ先…福井税務署 Tel 23-2690
消費税の非課税	福祉等の法律に基づく、次のような給付金については非課税です。また「心身障害児(者)扶養共済制度」に加入している方については、掛金も所得税や市・県民税の控除対象になります。 給付金…1. 特別児童扶養手当 2. 特別障害者手当 3. 障害児福祉手当 4. 経過的福祉手当 5. 児童扶養手当 6. 児童手当 7. 障害基礎年金 8. 障害厚生年金 9. 心身障害者(児)扶養共済制度に基づく年金・弔慰金 問合せ先…福井税務署 Tel 23-2690

公共料金

テレビ受信料の減免など

NHK放送受信料の減免 <table border="1"> <tr> <td>身体</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>療育</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>△</td> </tr> </table> 	身体	△	療育	△	精神	△	対 象 者…全額免除 ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構 成員全員が市町村税非課税 ・知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村税非課税 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村税非課税 半額免除 ・視覚、聴覚障がい者により、身体障害者手帳をお持ちの方が契約者で世帯主であること ・身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（１級または２級）の方が契約者で世帯主であること ・重度（Ａ１またはＡ２）の知的障がい者と判定された方が契約者で世帯主であること ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（１級）の方が契約者で世帯主であること 申請方法…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参のうえ、障がい福祉課までご来庁ください。なお、書類の提出先は、NHKとなります。 詳細についてはNHKホームページをご覧ください。 問合せ先…NHK福井放送局 Tel 28-8850 FAX 28-8862
身体	△						
療育	△						
精神	△						
福井ケーブルテレビ受信料の減免 <table border="1"> <tr> <td>身体</td> <td>△</td> </tr> </table> 	身体	△	対 象 者…身体障がい者＝ア．視覚・聴覚３級以上の方が契約者で世帯主 イ．障がい等級が重度（１または２級）の方が契約者で世帯主 減 免 額…1,430円（デジタルスタンダード・デジタルライト料金） 申請方法…身体障害者手帳、住民票抄本（世帯主記載のもの） ※「身体障害者割引」適用の場合は、テレビサービス利用が条件の「セット割引」適用はありません。 問合せ先…福井ケーブルテレビ Tel 0120-05-5710 FAX 53-7733				
身体	△						
電話リレーサービス 	聴覚や発語に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間電話で双方向につながります。 問合せ先… 利用・登録（一財）日本財団電話リレーサービス（9時～18時／年末年始除く） Tel 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913 金額について（一社）電気通信事業者協会（平日9時～17時） Tel 03-6302-8391						

NTT無料電話番号案内（ふれあい案内） 身体 △ 療育 ○ 精神 ○ 	障がいのため電話帳の使用が困難な方について、「104」電話番号案内が無料となります。※ご利用には事前に登録が必要です。 対象者…身体障がい者＝ア. 視覚6級以上 イ. 上肢・体幹・脳原性上肢、脳原性移動2級以上 ウ. 聴覚6級以上 エ. 音声、言語又は咀嚼4級以上 知的障がい者＝療育手帳をお持ちの方 精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 問合せ先…NTT西日本 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134
ファックス電話番号案内 （NTTファックス104） 	NTTからファックスでお問い合わせの電話番号を案内します。 受付時間…24時間（年中無休） 料 金…104番号案内と同様 問合せ先…NTT西日本 FAX 0120-000-104
郵便料金の割引 	対 象…全額減免＝点字郵便物 等 問合せ先…福井中央郵便局 TEL 0570-943-770
官製はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき） 身体 △ 療育 △ 	対 象 者…身体障がい者＝1級、2級 知的障がい者＝A1、A2 内 容…年に1回、申請により1人につき20枚のはがきを無料で配布 受付期間…毎年4月1日～5月31日 申請方法…身体障害者手帳、療育手帳 各郵便支店にて申請 問合せ先…ゆうちょ銀行、郵便支店
40歳代の胃がん検診 	40歳代で障がい等により胃X線検査ができない方は、胃内視鏡検査が受診できます。胃がん検診は2年度に1回の受診となります。検診を希望される方は健康管理センターにお問い合わせください。身体状況等の聞き取りをさせていただきます。胃内視鏡検査受診券が届いた後に検査医療機関に胃内視鏡検査の予約をしてください。 対 象 者…40歳代で障がい等により胃X線検査ができない方 内 容…胃内視鏡検査（胃カメラ）の費用の一部を助成します。 自己負担金…3,000円（生活保護受給の方は無料です。市民税非課税世帯の方は事前申請後、無料となります。） 受診期間…6月1日～3月9日 問合せ先…健康管理センター TEL 28-1256

その他相談機関

その他の相談機関の紹介

福井市保健所 ☎	・精神科医師による相談（予約制） 相談日：毎月2回（木曜日）午後2時～午後5時 ・臨床心理士による相談（予約制） 相談日：毎月1回（水曜日）午後1時～午後5時 ※相談日が異なる月があるためお問合せください 問合せ先…福井市保健所 地域保健課保健支援係（福井市西木田2-8-8） TEL 33-5185 FAX 33-5473
ホッとサポート ふくい （福井県精神保健 福祉センター） ☎	内容…1. 家族、仕事、学校、心身の不調等こころの相談 2. ひきこもりに関する相談 3. 依存症（アルコール、ギャンブル等）に関する相談 来所相談…月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く） 予約電話 TEL 26-4400 電話相談…月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く） 相談電話 TEL 26-4400 問合せ先…ホッとサポートふくい（福井県総合福祉相談所） 福井市光陽2丁目3-36 TEL 24-5135 FAX 24-8834
スクラム福井 （福井県発達障がい 児者支援センター） ☎	発達障がい（広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）のある方とその家族が安定して地域で生活できるように支援します。 相談支援、療育支援、就労支援、普及啓発、研修等の事業を行います。 対象者…県内に住む発達障がいのある方と家族、および関係機関等 利用時間…月曜日～金曜日、午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く） 問合せ先…スクラム福井（福井県発達障がい児者支援センター） 福井市光陽2丁目3-36 福井県総合福祉相談所内 TEL 22-0370 FAX 22-0371
福井県 総合福祉相談所 福井県児童・女性 相談所 ☎	1. 障がい者支援課 TEL 24-7311 FAX 24-8834 精神保健福祉課 TEL 24-5135 FAX 24-8834 2. こども・女性支援課 TEL 35-1581 FAX 35-1582 3. 子ども虐待防止相談（24時間対応） TEL 35-1781 FAX 35-1582（代）
民生委員児童委員 （主任児童委員） ☎	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、高齢者世帯などへの見守り活動や福祉サービスの情報提供、社会福祉協議会の事業への協力等を行うことで、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。 また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。 問合せ先…福祉政策課地域福祉係 TEL 20-5404 FAX 20-5708

市民サービス推進課 	専門の相談員がご相談に応じます。相談内容ごとに相談日時が異なりますので、あらかじめ市民サービス推進課にお問合せください。 内容… 1. 心配ごと相談 2. 人権悩みごと相談 3. 行政相談 4. 行政書士相談 5. 社会保険労務士相談 問合せ先…市民サービス推進課 Tel 20-5303 FAX 20-5753
福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター 	福祉サービスの利用や、日常の金銭管理に不安がある高齢者や障がいのある方を応援します。お気軽にご相談下さい。 内 容…福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預りサービス等相談料は無料ですが、サービスを受ける場合、利用料が必要です。 相談受付…月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 問合せ先…福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター 福井市田原1丁目13番6号 フェニックス・プラザ1F 福井市社会福祉協議会内 Tel 22-0225 FAX 26-9109
障害者110番 	人権問題での悩み、生活での悩み、福祉サービスについて、仕事での悩み、結婚・離婚での悩み、財産や相続について、障がいのある方が安心して生活できるよう、さまざまな相談に応じます。なお、必要に応じ弁護士等の専門家を紹介しています。 相談時間…月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 問合せ先…（一社）福井県身体障害者福祉連合会 福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター1階 Tel 29-1100 FAX 25-0267
福井県難病支援センター 	難病患者の方とその家族が、地域の中で少しでも充実した生活が送れますよう、次の活動を行っています。 内 容…療養相談、就労相談、定例相談、難病研修会、患者・家族交流会、情報提供、患者会支援、コミュニケーション機器紹介、重症難病患者在宅療養支援 問合せ先…福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院3階 Tel・FAX 52-1135
法テラス福井 	借金等法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介、民事法律扶助、犯罪被害者支援等を行っています。 相談時間…月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く） 問合せ先…法テラス福井（日本司法支援センター） Tel 050-3383-5475

教養・文化

障がいのある方の社会参加の推進

スポーツ教室



障がいのある方がスポーツを始めるきっかけづくりとして、毎月1回土曜日又は日曜日にスポーツ教室を開催しています。（初心者向け）

開催日…毎月1回 土曜日又は日曜日

時間、内容についてはホームページ、市政広報をご覧ください。

場所…ちもり体育館（旧至民中学校体育館、福井市湊4丁目748）

対象…市内に住むか通勤・通学する人

持ち物…タオル、室内用シューズ、飲料水等

問合せ先…障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

市内文化施設の入
場料等の免除

下記の文化施設等は、障害者手帳をお持ちの方については、入場料が減免されます。（ただし、企画・特別展等は有料となります。）

問合せ先…各施設※福井市ホームページ<http://www.city.fukui.lg.jp>

（教育・学習）をご覧ください。

施設	住所	電話番号	FAX番号
ちもり体育館	湊4丁目748	34-5516	—
福井市橘曙覧記念文学館	足羽1丁目6-34	35-1110	33-3933
福井市愛宕坂茶道美術館	足羽1丁目8-5	33-3933	33-3933
一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	城戸ノ内町28-37	41-2173	41-3924
福井市自然史博物館	足羽上町147	35-2844	34-4460
福井市美術館（アトナール ぷくい）	下馬3丁目1111	33-2990	33-3114
福井市立郷土歴史博物館	宝永3丁目12-1	21-0489	21-1489
養浩館庭園	宝永3丁目11-36	21-0489	21-1489
おさごえ民家園	月見5丁目4-48	34-3794	—
水仙ドーム	居倉町43-25	89-2381	89-2383
越廼ふるさと資料館	居倉町50-1-2	89-7100	—

また、文化会館などの施設使用について営利を目的としない障がい者団体の使用に限り減免される場合があります（個人の使用は減免となりません。）。

ミライロ ID

障害者手帳と同様に、スマートフォンで手帳所持者本人を確認することができるアプリです。障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示により障害者割引を受けることができる施設もありますので、ダウンロードしてご活用ください。



声の市政だより (音声) 	「市政広報ふくい」毎月１０日号（１月は正月号）と前月の２５日号を合わせてＣＤに録音し、配布しています。 問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会 TEL23-4647 FAX23-0524														
声の市議会だより (音声) 	５・８・１１・２月の年４回、市議会だよりをＣＤに録音し、配布しています。 問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会 TEL23-4647 FAX23-0524														
視覚障がい者の 閲覧室 	目の不自由な人のために市立図書館内に専用の部屋を用意してあります。 問合せ先…みどり図書館 TEL 3 4 - 8 8 5 9 桜木図書館 TEL 2 0 - 1 5 3 0														
点字図書館 	視覚障がい者のために、一般の図書、雑誌などを点字で印刷し直した点字図書を作り、貸出しを行っています。 問合せ先…福井県視覚障害者福祉協会点字図書館 福井市光陽 2 - 1 7 - 8 TEL 2 3 - 4 6 4 7														
福祉団体への加入	障がい者相互の理解と親睦を図るため、障がい別に福祉団体が設立されています。加入申込みについては、各福祉団体へお問い合わせください。 <table border="1" data-bbox="472 1030 1401 1373"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井市身体障害者福祉連合会</td><td>0776-20-6007</td></tr> <tr> <td>福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会</td><td>0776-53-5970</td></tr> <tr> <td>日本発達障害ネットワーク福井</td><td>0776-27-7153</td></tr> <tr> <td>(公社)日本リウマチ友の会福井支部</td><td>0776-53-4836</td></tr> <tr> <td>福井市肢体不自由児（者）協会</td><td>0776-36-6829</td></tr> <tr> <td>自立生活センター Com-Support Project</td><td>0776-25-1057</td></tr> </tbody> </table>	名称	電話番号	福井市身体障害者福祉連合会	0776-20-6007	福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会	0776-53-5970	日本発達障害ネットワーク福井	0776-27-7153	(公社)日本リウマチ友の会福井支部	0776-53-4836	福井市肢体不自由児（者）協会	0776-36-6829	自立生活センター Com-Support Project	0776-25-1057
名称	電話番号														
福井市身体障害者福祉連合会	0776-20-6007														
福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会	0776-53-5970														
日本発達障害ネットワーク福井	0776-27-7153														
(公社)日本リウマチ友の会福井支部	0776-53-4836														
福井市肢体不自由児（者）協会	0776-36-6829														
自立生活センター Com-Support Project	0776-25-1057														
おもちゃ図書館 	心身の障がいや発達に遅れのある子どもたち、また、人とのかわりがうまくできない子どもたちのために「おもちゃ図書館」を開催しています。 開館日：毎週水曜日 10時～15時 ところ：フェニックス・プラザ２階ことばの教室内 福井市おもちゃ図書館 利用料：無料 ※おもちゃの貸し出しは、原則として１人２点まで。２週間以内に返却をお願いします。 ※イベントやサークル等で使う場合はご相談に応じます。 問合せ先…おもちゃ箱の会 TEL 2 3 - 2 9 9 6 FAX 2 3 - 2 9 9 6														
選挙	対象者…１．投票所に行くことが困難な身体障がい者の方は、事前に申請（登録）すると郵便で投票ができます。 ２．目の不自由な方には、点字投票の制度があります。														

防災・防犯等

安全・安心な暮らしを実現するために

複雑化する現代社会の中、犯罪や災害から自分の身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から防災・防犯に対する準備・心構えがとても大切です。

防災や防犯にも役立つ制度

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
緊急通報システム	緊急通報システムとは、家庭で急病や災害等の突発的な事態が発生したとき、ペンダント型のワイヤレス発信器、または装置の緊急通報ボタンを押すことにより、電話回線を通じてセンターに通報が入り、相互に会話をしながら、必要に応じた対応を受けることができるシステムです。 対象者は、下記の要件のいずれかに該当する方です（通話料、電気料等は利用者負担となります）。 ① 65歳以上のひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、疾病を持ち、緊急の対応に不安のある方 ② 身体障害者手帳1級・2級の方のみの世帯で、健康上不安のある方	福井市 地域包括ケア推進課 電話 (0776) 20-5400 FAX (0776) 20-5426 ホームページ http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d240/houkatsu/index.html 
防災情報の配信	大雨注意報・警報等の気象情報や地震情報、災害時の避難情報等の防災情報をメールでお知らせします。 福井市防災気象情報メールの登録方法 https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bosai/bosai-me-ru.html	福井市 危機管理課 電話 (0776) 20-5234 FAX (0776) 20-5235 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d220/ki-kanri/index.html 

防災や防犯についての知識を深めるために

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
防災ハンドブック	防災に関する情報を1冊に分かりやすくまとめています。個人や家庭で備えておくべきことのほか、地域で助け合うための防災知識、風水害・地震などの災害の特徴、各地区の防災マップを掲載してます。希望者には、危機管理課窓口で随時配布しています。	福井市 危機管理課 電話 (0776) 20-5234 FAX (0776) 20-5235 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d220/ki-kanri/index.html 
避難所	福井市内では万が一の災害に備え、避難所が指定されています。防災ハンドブックやホームページで最寄りの避難所を確認できます。	
福井市避難支援プラン	高齢者や障がいのある方など災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てています。	
福祉避難所	災害時に指定一般避難所で生活することが困難で、避難所生活に何らかの特別な支援が必要な方を受け入れる避難所です。ホームページに一覧を掲載しています。	福井市 地域包括ケア推進課 電話 (0776) 20-5400 FAX (0776) 20-5426
障がい者用防災スカーフ	外見から障がいがあることが分かりにくい人への支援や配慮を促すため、災害時に活用ができる「障がい者用防災スカーフ」を市民等の寄附により作成しました。希望者には、障がい福祉課窓口で随時配布しています。	福井市 障がい福祉課 電話 (0776) 20-5435 FAX (0776) 20-5407
福井市防災センターでの体験コーナー	福井市防災センター(福井市和田東2丁目2207)の1階に、展示・体験ホールが設けられ、地震、火災、暴風等の体験ができるコーナーがあります。	福井市 防災センター 電話 (0776) 20-5156 FAX (0776) 21-9046 http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bosai/p000109.html 
消費者相談窓口	悪質商法による被害や商品・サービスの苦情などに対する消費生活相談や、消費生活上必要な知識や情報を市民に提供しています。	福井市消費者センター 福井市田原1丁目13番6号 フェニックスプラザ1階 電話 (0776) 20-5588 FAX (0776) 20-5081 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d210/syouth/index.html 

緊急事態が発生したら

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
F A X 1 1 0 番	福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、F A X を利用した緊急通報の手段です。 専用 F A X 番号 0120-294-291 (ご利用にあたっての事前の登録は不要です。)	福井県警察本部 地域指導課 電話 (0776) 22-2880
メール 1 1 0 番	福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。 アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp (ご利用にあたっての事前の登録は不要です。)	
1 1 0 番アプリシステム	音声による 1 1 0 番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。(ご利用にあたって、事前登録が必要です。)	
緊急通報システム NET 1 1 9	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に緊急メール 1 1 9 の外、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単な操作で素早く緊急通報ができます。ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。	福井市 消防局管制課 電話 0776-20-3999 FAX 0776-20-6119 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d500/ffd-kansei/index.html 
緊急 F A X 1 1 9	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に自宅の F A X で緊急通報ができます。緊急通報用 F A X 119 送信票は、福井市消防局のホームページから取得できます。ご利用にあたっての事前の登録は不要です。	
緊急メール 1 1 9	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に携帯電話やパソコンの電子メールで緊急通報ができます。ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。	

福井市役所 ホームページ	福井市役所から発信している情報を見ることができます。	http://www.city.fukui.lg.jp 
福井県河川・砂防 総合システムページ	県内の河川の水位や雨量等の情報を見ることができます。	http://ame.pref.fukui.jp 
災害用伝言 ダイヤル１７１	大規模な災害の発生によって被災地内(と被災地へ)の電話が大変つながりにくい状態になった場合、被災地の中の方々が、家族の安否の確認や集合場所の確認といった緊急の連絡を行うための、通信手段としてご利用いただけるサービスです。	NTT １１６番 http://www.ntt-west.co.jp/
携帯電話の 災害用伝言板 サービス	携帯電話各社では、災害時に家族・親類・知人等との安否確認にご利用いただくため、災害伝言板サービスを提供しています。 大規模災害発生時に、災害発生地域にお住まいで携帯電話をご利用の方が、携帯電話のインターネット上に開設された災害用伝言板に、ご自分の安否情報を登録していただくことが可能となります。登録された安否情報等はインターネットを通じて、全国から閲覧していただけます。また、あらかじめ指定したご家族や知人に対して、災害用伝言板に登録されたことをメールでお知らせする機能も提供しています。毎月１日、国の「防災週間」及び「防災とボランティア週間」に災害用伝言板体験サービスを提供します。	携帯各社 NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/ au http://www.au.kddi.com/ ソフトバンク http://mb.softbank.jp/mb/

防災に関する連絡先（「福井市防災ハンドブック」より）

緊急連絡先 火事・救急は１１９番 警察は１１０番 海上の事故は１１８番

防災関係機関	電話番号	防災関係機関	電話番号
福井市役所	(代)20-5111 (時間外)20-5244	福井警察署	52-0110 FAX52-0111
福井市危機管理課	20-5234 FAX20-5235	福井南警察署	34-0110 FAX34-4091
福井市消防局	20-0119 FAX20-6119	福井土木事務所	24-5111 FAX24-5090
休日急患センター	22-2099 FAX22-1264	福井県危機対策・防災課	20-0308 FAX22-7617

障がい者福祉施策の手引

平成 9 年 3 月 1 日
平成 10 年 3 月 1 日
平成 13 年 3 月 1 日
平成 15 年 4 月 1 日
平成 17 年 2 月 1 日
平成 18 年 6 月 1 日
平成 19 年 6 月 1 日
平成 20 年 8 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 23 年 2 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日
平成 27 年 7 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日
平成 29 年 7 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 3 年 12 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 2 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

●編集発行 福井市役所福祉健康部障がい福祉課

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1

電話 20-5435 FAX 20-5407

HP www.city.fukui.lg.jp